

議案第128号

## 静岡市都市公園条例の一部改正について

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月19日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表第1（3）清水清見潟公園ア体育館（ア）施設利用の利用料金の限度額の表備考中13を14とし、12を13とし、11の次に次のように加える。

12 体育館の冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、冷暖房設備の利用の時間1時間につき800円をこの表による金額に加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。